

令和 8 年 3 月 5 日

政策経営部DX推進課

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の 一部を改正する条例について

1 改正の理由

情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を明文化する。
(第3条関係)
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を計画的に実施するため、推進計画の策定、公表等について明文化するとともに、当該計画に基づく情報システムの整備等を推進することについて定める。(第4条、第5条関係)
- (3) 電子申請における本人確認、手数料等の納付等について、情報通信技術の利用に係る規定を整備する。(第6条関係)
- (4) 区の機関等による書面等の掲示等についてインターネットによる掲示等を可能とする。(第10条、第11条関係)
- (5) その他規定を整備する。

3 新旧対照表

2～20ページのとおり

4 施行期日

公布の日

現行	改正案
<p data-bbox="349 338 863 439">江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p data-bbox="272 495 363 528">(目的)</p> <p data-bbox="253 584 863 1128">第1条 この条例は、<u>区の機関に係る申請、届出その他の手続等</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</u>を利用する方法により行う<u>ことができるようにするための共通する事項</u>を定めることにより、<u>区民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資すること</u>を目的とする。</p> <p data-bbox="272 1375 363 1408">(定義)</p> <p data-bbox="253 1464 863 1632">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="272 1688 863 2042">(1) 条例等 条例<u>及び規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程並びに同法第252条の17の2第1項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法</p>	<p data-bbox="984 338 1498 439">江東区情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</p> <p data-bbox="908 495 999 528">(目的)</p> <p data-bbox="888 584 1498 1323">第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>について、<u>その基本原則及び情報システムの整備、必要な支援の実施その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正</u>その他の情報通信技術を利用する方法により<u>手続等を行うために必要となる事項</u>を定めることにより、<u>手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与すること</u>を目的とする。</p> <p data-bbox="908 1375 999 1408">(定義)</p> <p data-bbox="888 1464 1498 1632">第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="908 1688 1498 2042">(1) 条例等 条例<u>並びに規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程並びに同法第252条の17の2第1項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年</p>

律第162号)第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例、規則及び東京都教育委員会の規則を含む。)をいう。

(2) 区の機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又はこれらに置かれる機関及び議会をいう。

(加える)

(加える)

(加える)

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識

法律第162号)第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により江東区(以下「区」という。)が処理することとされた事務について規定する東京都の条例、規則及び東京都教育委員会の規則を含む。)及びその他の申請、届出その他の手続に係る区の機関等が定める根拠となる規定(次号ウに掲げる者にあつては、区の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。)をいう。

(2) 区の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第7章の規定に基づいて置かれる区の執行機関又はこれらに置かれる機関及び議会

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 区の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によつ

することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)・(5) (略)

(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)・(5) (略)

(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該区の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける区の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該区の機関等以外の者をいう。以下この号に

において同じ。) があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う区の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(加える)

(10) 掲示 条例等の規定に基づき区の機関等が書面等を掲示することをいう。

(加える)

(11) 公示通知 条例等の規定に基づき区の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、掲示又は公示通知をいう。

(基本原則)

(加える)

第3条 情報通信技術を活用した行政の推進は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮及び必要な支援がされることを確保しつつ、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

(1) 手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

(2) 区の機関等に提供された情報については、区の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

(3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、区の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行

うことができるようにすること。

(推進計画)

(加える)

第4条 区長は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る区の機関（第2条第2号ア及びイに掲げるものをいう。以下同じ。）の情報システム（次条第4項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針

(3) 対象となる手続等の範囲

(4) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

3 区長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(区の機関等による情報システムの整備等)

(加える)

第5条 区の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策(第3項において「情報システムの整備等」という。)を実施しなければならない。

2 区の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 区の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する区の機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 第2条第2号ウに掲げる者は、区の機関が前3項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報シ

システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 区長は、第2条第2号ウに掲げる者が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 区の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等によ

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（区の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたも

り行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、区の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(加える)

のとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用

する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

(加える)

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 区の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととし

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方

ているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、区の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定める

法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかか

ものをもって当該署名等に代えることができる。

(加える)

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 区の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書

わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第8条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該

面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 区の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、区の機関

書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第9条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他

は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 区は、区の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 区は、区の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(加える)

の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(削る)

(自動公衆送信等による掲示)

第10条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則で定めるところにより、当該書面

等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項において同じ。）により公衆の閲覧に供することができる。

（自動公衆送信等による公示通知）

（加える）

第11条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項（以下この項において「公示事項」という。）を、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることによって行うことができる。

(1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置

(2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ

る状態に置く措置

2 前項の規定により行われた公示通知
については、当該公示通知に関する他
の条例等の規定により行われたものと
みなして、当該条例等その他の当該公
示通知に関する条例等の規定を適用す
る。

(適用除外)

(加える)

第12条 次の各号に掲げる手続等につ
いては、当該各号に定める規定は、適
用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項
に虚偽がないかどうかを対面により
確認する必要があること、許可証そ
の他の処分通知等に係る書面等を事
業所に備え付ける必要があることそ
の他の事由により当該手続等を電子
情報処理組織を使用する方法その他
の情報通信技術を利用する方法によ
り行うことが適当でないものとして
規則で定めるもの 第6条から第9
条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該
申請等又は処分通知等に関する他の
条例等の規定において電子情報処理
組織を使用する方法により行うこと
が規定されているもの (第6条第1

項又は第7条第1項の規定に基づき
行うことが規定されているものを除
く。) 第6条及び第7条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧
等又は作成等に関する他の条例等の
規定において情報通信技術を利用す
る方法により行うことが規定されて
いるもの(第8条第1項又は第9条
第1項の規定に基づき行うことが規
定されているものを除く。) 第8
条及び第9条の規定

(添付書面等の省略)

(加える)

第13条 申請等をする者に係る住民票
の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本
又は抄本、登記事項証明書その他の規
則で定める書面等であって当該申請等
に関する他の条例等の規定において当
該申請等に際し添付することが規定さ
れているものについては、当該条例等
の規定にかかわらず、区の機関等が、
当該申請等をする者が行う電子情報処
理組織を使用した個人番号カードの利
用その他の措置であって当該書面等の
区分に応じ規則で定めるものにより、
直接に、又は電子情報処理組織を使用
して、当該書面等により確認すべき事
項に係る情報を入手し、又は参照する
ことができる場合には、添付すること

を要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

(加える)

第14条 区長は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 区長は、少なくとも毎年度1回、区の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第15条 区長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる区の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第9条 (略)

第16条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。